sawai

SKIM 2020 vol.2

今回のテーマ

医療保険のオンライン資格確認導入

病院では最大 105 万円を補助、8 月から導入作業に着手を

2020 年度診療報酬改定と、新型コロナウイルスへの緊急対応で幕を開けた 2020 年度ですが、2021 年 3 月からは医療保険の「オンライン資格確認」が導入される予定です。オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができる仕組みのことです（図表1）。このシステムを円滑に導入するためには、医療機関・保険薬局でレセプトコンピューターや電子カルテシステムなど既存システムの改修が必要になりますが、その初期導入経費については「医療情報化支援基金（以下、支援基金）」による補助金が活用できることになっています。

2020 年 11 月ごろには補助申請の受付が始まる予定ですが、厚生労働省は補助の内容や利用開始のスケジュールなどを明らかにし、ホームページ上で周知を図っています（図表 2）。

（中面に続く）

（図表1）　オンライン資格確認とは

オンライン資格確認では、マイナンバーカードの IC チップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。

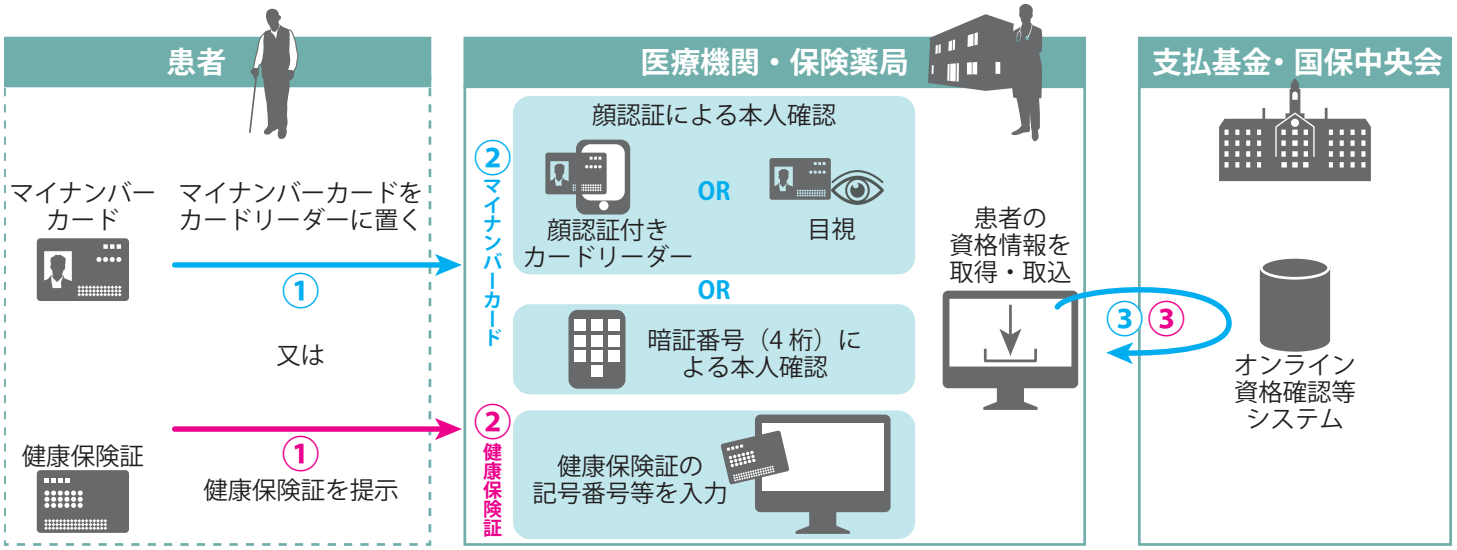

出典：厚生労働省　オンライン資格確認導入の手引き（一部抜粋、改変）

（図表2）　オンライン資格確認の利用開始に向けたスケジュール

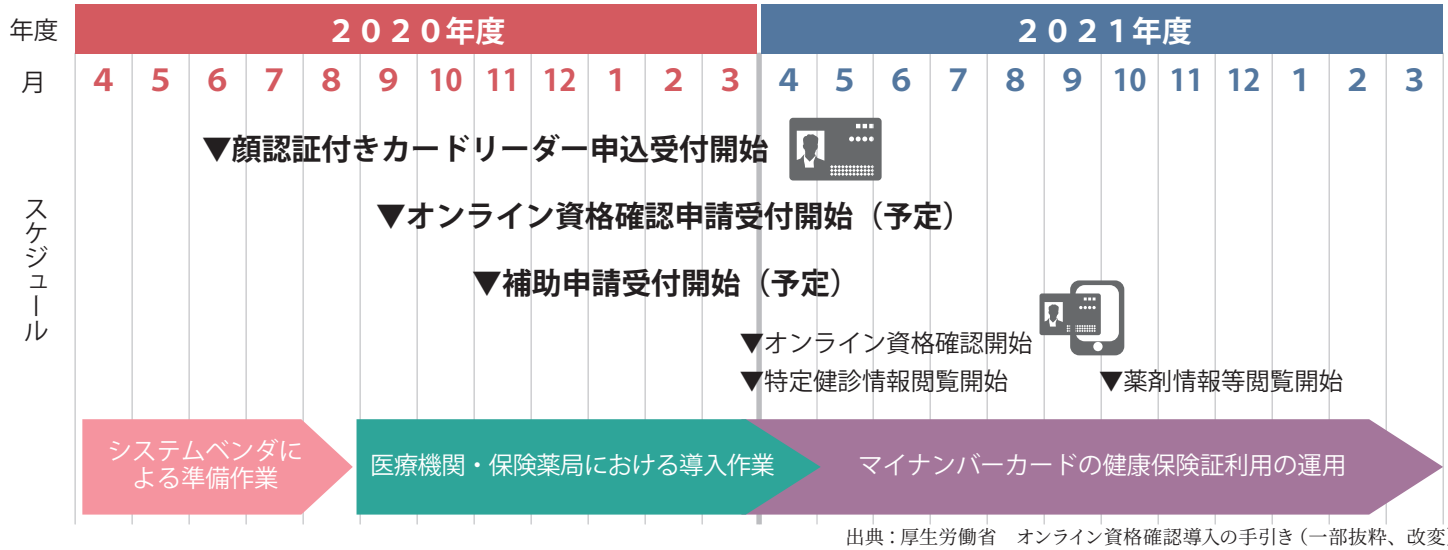

出典：厚生労働省　オンライン資格確認導入の手引き（一部抜粋、改変）

NextPage → 支援基金、２０２０年度予算は７６８億円

ZoomUp

医療機関は省力化・事務経費削減
薬剤や特定健診情報の閲覧も可能に
オンライン資格確認等システム

医療情報化支援基金、2020 年度予算では 768 億円

医療分野においても ICT を積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務とされるなか、医療機関等の ICT 化を支援する目的で、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下、医療介護総合確保法）」（2019 年 10 月 1 日改正・施行）に基づき創設されたのが支援基金です。厚生労働省予算には、2019 年度に 300 億円、2020 年度に 768 億円が計上されています（図表3）。

支援基金の対象事業は、①オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・保険薬局のシステム整備の支援、②電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援―の 2 つです。そのスキームとしては、消費税財源を活用した支援基金が社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）に造成され、システム整備を行った医療機関等は支払基金に対し申請を行い、一定の要件を満たすシステム整備と判断されれば、その整備費用の一部が支援基金の資金によって補助されることになります。

支援基金の対象事業のうち、①オンライン資格確認の導入については、医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、個人単位で資格情報などのデータを一元管理するとともに、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を進めることがねらいです。「骨太方針 2018」で 2020 年度の本格運用開始が明示され、2019 年 6 月にデジタル・ガバメント閣僚会議が定めた「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」には、2022 年度中に概ねすべての医療機関等で導入するとの目標が盛り込まれました。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認は、顔認証付きカードリーダーで患者の顔とカードの顔写真を照合した上で、カードの IC チップ内の電子証明書を読み取ります。その電子証明書から患者（カード保有者）を特定し、個人単位被保険者番号と資格情報などを管理する支払基金・国保中央会（保険者が委託）から、患者に紐付けられた最新の資格情報が医療機関等に提供されるというものです。その際、医療機関等の窓口ではマイナンバーカードを預からず、マイナンバーを使用することもないので、マイナンバーと診療情報が紐付くことはありません。

では、導入にはどのようなメリットがあるのでしょうか。医療機関や保険薬局では、カードリーダーにかざすだけで医療保険の資格確認ができるので省力化が図られ、請求誤り等が減って事務コストが削減されることが期待されます。一方、被保険者は就職、転職、転居に関係なく、マイナンバーカードを健康保険証として継続的に利用でき、高額療養費の限度額認定証や高齢受給者証などの書類を医療機関の窓口に持参する必要もなくなります。また、支払基金・国保中央会では個人単位被保険者番号を資格情報のほか、薬剤情報や特定健診情報などとも 1 対 1 で管理するため、医師は薬剤情報や特定健診情報を、薬剤師は薬剤情報を患者の同意のもとで確認でき、被保険者もマイナポータルで自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります（図表4）。

（裏面に続く）

（図表3） 医療情報化支援基金（マイナンバーカード保険証利用等）について

現状及び課題

○技術革新が進む中で、医療分野においてもＩＣＴを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、２０１９年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるＩＣＴ化を支援する。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。2019 年 10 月 1 日施行）

【対象事業】
●当該基金の対象事業として、次の２つを予定している。（2019 年度予算：300 億円、2020 年度予算案：768 億円）
①オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・保険薬局のシステム整備の支援
②電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

【支援スキーム】
●当該基金は、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に造成する。
●システム整備を行った医療機関等は、支払基金に対し申請を行い、一定の要件を満たすシステム整備だと判断されれば、その整備費用の一部を医療情報化支援基金の資金によって補助するというスキームになる。

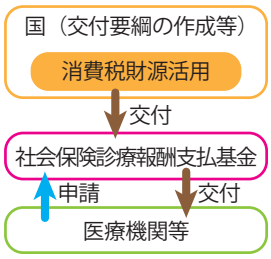

○「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（デジタル・ガバメント閣僚会議２０１９年６月３日決定）において、「医療情報化支援基金も活用し、２０２２年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、･･･また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討する」とされた。

出典：厚生労働省　社会保障審議会医療保険部会（第 123 回 2019 年 12 月 25 日）（一部抜粋、改変）

（図表4） 医療機関・保険薬局で変わること

資格の確認を確実に行うことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・保険薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになります。保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。

受付時

○マイナンバーカードの IC チップの読込み
・顔認証付きカードリーダー または目視で顔認証
・暗証番号（4 桁）の入力
OR
○健康保険証の情報を入力

資格情報を取得

資格情報を医療機関・保険薬局のシステムに取込

受付時のメリット

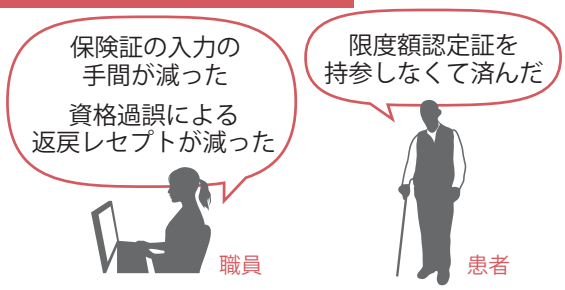

※資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は 2021 年 3 月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・保険薬局に提供することが出来るようになります。

診察・投薬時

薬剤情報 / 特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカ ードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報 / 特定健診情報を閲覧

薬剤情報 / 特定健診情報を踏まえた診療・投薬

診察・投薬時のメリット

※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。特定健診情報は、医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能となります。

出典：厚生労働省　オンライン資格確認導入の手引き（一部抜粋、改変）

（参考）電子カルテシステムの普及状況の推移

	一般病院（※1）	病床規模別			一般診療所（※2）
		400 床以上	200 ～ 399 床	200 床未満	
２００８年	14.2% (1,092 ／ 7,714)	38.8% (279 ／ 720)	22.7% (313 ／ 1,380)	8.9% (500 ／ 5,614)	14.7% (14,602 ／ 99,083)
２０１１年（※3）	21.9% (1,620 ／ 7,410)	57.3% (401 ／ 700)	33.4% (440 ／ 1,317)	14.4% (779 ／ 5,393)	21.2% (20,797 ／ 98,004)
２０１４年	34.2% (2,542 ／ 7,426)	77.5% (550 ／ 710)	50.9% (682 ／ 1,340)	24.4% (1,310 ／ 5,376)	35.0% (35,178 ／ 100,461)
２０１７年	46.7% (3,432 ／ 7,353)	85.4% (603 ／ 706)	64.9% (864 ／ 1,332)	37.0% (1,965 ／ 5,315)	41.6% (42,167 ／ 101,471)

（※1）一般病院とは、病院のうち、精神科病床のみを有する病院及び結核病床のみを有する病院を除いたものをいう。（※2）一般診療所とは、診療所のうち歯科医業のみを行う診療所を除いたものをいう。
（※3）2011 年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

出典：厚生労働省　電子カルテシステム等の普及状況の推移（一部抜粋、改変）

診療所の改修補助は 32.1 万円が上限 カードリーダーは無償配布の予定

支援基金による医療機関･保険薬局への補助対象となるのは、マイナンバーカードの読取･資格確認等のソフトウェア･機器の導入、ネットワーク環境の整備、レセコン、電子カルテ等の既存システムの改修費用などです。電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報や特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

補助率は、病院と大型チェーン保険薬局（グループで処方箋の受付が月 4 万回以上の保険薬局）が事業費の 2 分の 1 で、診療所と大型チェーン保険薬局以外の保険薬局が 4 分の 3 です。たとえば、病院が顔認証付きカードリーダーを 3 台導入する場合は 95.1 万円を上限に補助します。大型チェーン保険薬局が 1 台導入する場合は 21.4 万円、それ以外の保険薬局や診療所では 32.1 万円がそれぞれ上限となります（図表5）。

なお、顔認証付きカードリーダーの導入については、支援基金の補助金交付対象 1 台 9.9 万円を上限に補助するなどとしていますが、今国会に提出されている「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、支払基金で一括調達し、医療機関・保険薬局に無償配布する予定です。

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は 2021 年 3 月から、薬剤情報の閲覧は 2021 年 10 月から開始されます。厚労省は、医療機関等が 2020 年 8 月ごろから導入作業を進めれば、オンライン資格確認の開始に間に合うとしています。

また、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請、支援基金の補助申請は、2020 年 6 月ごろに支払基金が開設する専用ポータルサイトで受付が行われます。補助申請の手続きについては、支払基金が今後周知し、11 月ごろに開始される見込みです。

コロナ禍での時限的な初診からのオンライン診療・服薬指導解禁や、キャッシュレス化・セルフレジの導入など、今後医療業界でも ICT 化は一気に進んでいくことが予想されます。メリット・デメリットの両面がある ICT 化ではありますが、それらのバランスをどのようにとって導入していくのかが、今後の鍵となっていきそうです。

（編集：株式会社日本経営）

（図表5） 支援基金による医療機関・保険薬局への補助

（補助の対象となる事業）
- オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修(※1)　等

（※1）電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン保険薬局（グループで処方箋の受付が月４万回以上の保険薬局）	診療所・保険薬局（大型チェーン保険薬局以外）
顔認証付きカードリーダー（医療介護総合確保法の内容）	1 台導入する場合 9.9 万円を上限に補助	2 台導入する場合 19.8 万円を上限に補助	3 台導入する場合 29.7 万円を上限に補助	1 台 9.9 万円を上限に補助	1 台 9.9 万円を上限に補助
補助の内容	**105 万円**を上限に補助（事業額の 210.1 万円を上限に、その 1／2 を補助）	**100.1 万円**を上限に補助（事業額の 200.2 万円を上限に、その 1／2 を補助）	**95.1 万円**を上限に補助（事業額の 190.3 万円を上限に、その 1／2 を補助）	**21.4 万円**を上限に補助（事業額の 42.9 万円を上限に、その 1／2 を補助）	**32.1 万円**を上限に補助（事業額の 42.9 万円を上限に、その 3／4 を補助）

※消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

出典：厚生労働省　オンライン資格確認導入の手引き（一部抜粋、改変）

沢井製薬の
医療関係者向け総合情報サイト
sawai medical siteが
さらに便利になりました。

ニュース・Q&Aが加わって医療系コンテンツがさらに充実！

NEW 医療・介護ニュース
医療・介護に特化した時事情報を掲載しています。

NEW 医療経営Q&A メールアドレス要登録
医療経営に特化したQ&Aを掲載しています。

■ 医療関係者向け総合情報サイト
https://med.sawai.co.jp/

■ お問い合わせ窓口
医薬品情報センター 0120-381-999
24H 365 DAY

沢井製薬株式会社
大阪市淀川区宮原5丁目2-30

本資料の内容に関する一切の責任は株式会社日本経営に帰属します。また、この資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社日本経営に所属しており、電子的又は機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製又は転送等はできません。使用するデータ及び表現等の欠落、誤謬等につきましてはその責めを負いかねます。なお、内容につきましては、一般的な法律・税務上の取扱いを記載しており、具体的な対策の立案・実行は税理士・弁護士等の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。